障害程度等級別該当事業一覧　　サービスの利用については、手帳の等級以外に要件がある場合があります。

サービス名称	ページ	身体障害者手帳																			
		視覚						聴覚・平衡機能					音声・言語機能		肢体不自由					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
重度心身障害者医療費助成	2	○	○	○	－	－	－	○	○	－	－	－	○	※	○	○	○	※	－	－
精神通院医療	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
更生医療	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
育成医療	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域生活支援事業	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
補装具費の支給	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日常生活用具費の支給	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具	11	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
重度身体障害者居宅改善整備費補助金	12	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
配食サービス事業	13	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－
入浴サービス事業	13	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－
障害児（者）生活サポート事業	13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
あんしんコール事業	14	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－
補助犬の給付	14	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－
電話ファックス等基本料の補助	14	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
手話通訳者の派遣	14	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
要約筆記者の派遣	14	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
聴覚障害者情報提供事業	15	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
紙おむつの給付	15	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－
自動車燃料費の補助	16	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－
自動車運転免許取得費の補助	16	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車改造費補助	16	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○
歩行困難者等の駐車禁止除外	17	○	○	○	○	－	－	○	○	－	－	－	－	－	○	○	○	－	－	－
郵便による不在者投票	18	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－
視覚障害者情報提供事業	18	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
JR運賃の割引	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バス運賃の割引	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
タクシー運賃の割引	28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福祉タクシー利用料金助成	28	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－
国内航空運賃の割引	28	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－	○	－	○	○	○	○	－	－
有料道路料金の割引	28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所得税の控除	29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民税の控除	29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
相続税の控除	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
軽自動車税の減免	30	○	○	○	○	－	－	○	○	－	－	－	○	－	○	○	○	○	○	○
自動車税の減免	32	○	○	○	○	－	－	○	○	－	－	－	○	－	○	○	○	○	○	○
NHK受信料の減免	33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
携帯電話料金の割引	34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
屋内プール(アクアピア)使用料の免除	34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別児童扶養手当	35	○	○	○	－	－	－	○	○	－	－	－	○	－	○	○	○	○	－	－
特別障害者手当	35	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
障害児福祉手当	35	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－
在宅重度心身障害者手当	35	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－
児童扶養手当	36	○	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	－	－
障害基礎年金・特別障害給付金	36	○	○	○	○	－	－	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○	－	－	－
心身障害者扶養共済制度	37	○	○	○	－	－	－	○	○	－	－	－	○	－	○	○	○	－	－	－
難病患者見舞金	37	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
埼玉県思いやり駐車場制度	41	○	○	○	○	－	－	○	○	※1	※1	－	－	－	○	○	※2	※2	※2	※2
ヘルプマークの配布	42	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

詳しくは該当ページにある窓口等へお問合せください。

内部				療育手帳				精神保健福祉手帳			指定難病医療受給者証等所持者	所得制限	備考
				最重度	重度	中度	軽度						
1級	2級	3級	4級	○A	A	B	C	1級	2級	3級			
○	○	○	－	○	○	○	－	○	○	－	－	－	精神障害者保健福祉手帳2級の方は、自立支援医療（精神通院）にかかる医療費の自己負担分のみ対象 平成27年1月1日以降の65歳以上新規手帳取得者は対象外
－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○	－	－	
○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	県リハビリテーションセンターの判定が必要
○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	
○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	品目により介護保険が優先
○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	品目により介護保険が優先
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	小児慢性特定疾病医療受給者証所有者のみ対象
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	下肢または体幹2級以上の方のみ対象
○	○	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	在宅単身世帯等
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	介護保険が優先
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	
○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	在宅単身世帯等
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	各種条件あり
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
○	○	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	在宅、3歳以上
○	○	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	福祉タクシー利用料金助成と選択制
○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	事前相談が必要
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	事前相談が必要
○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	現に歩行が困難な方
○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	自分で書ける方
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	距離等により割引あり
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	
○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	
○	○	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	自動車燃料費の補助と選択制
○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	
○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	第二種の方は自ら運転する場合に限る
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	
○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	障害区分による
○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	障害区分による
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	
○	○	○	－	○	○	○	－	○	○	－	－	○	原則として専用診断書により認定
○	－	－	－	○	－	－	－	○	－	－	－	○	原則として専用診断書により認定
○	－	－	－	○	－	－	－	○	－	－	－	○	原則として専用診断書により認定
○	○	－	－	○	○	○	－	○	－	－	－	○	平成29年4月1日以降の65歳以上新規手帳取得者は対象外
○	○	－	－	○	○	－	－	○	－	－	－	○	原則として専用診断書により認定
○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	○	国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級に該当
○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	－	埼玉県心身障害者扶養共済制度
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	指定難病医療受給者証等による
○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○	－	※1　平衡機能は5級以上 ※2　体幹は5級以上、下肢、移動機能は6級以上、
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	